

2016年9月



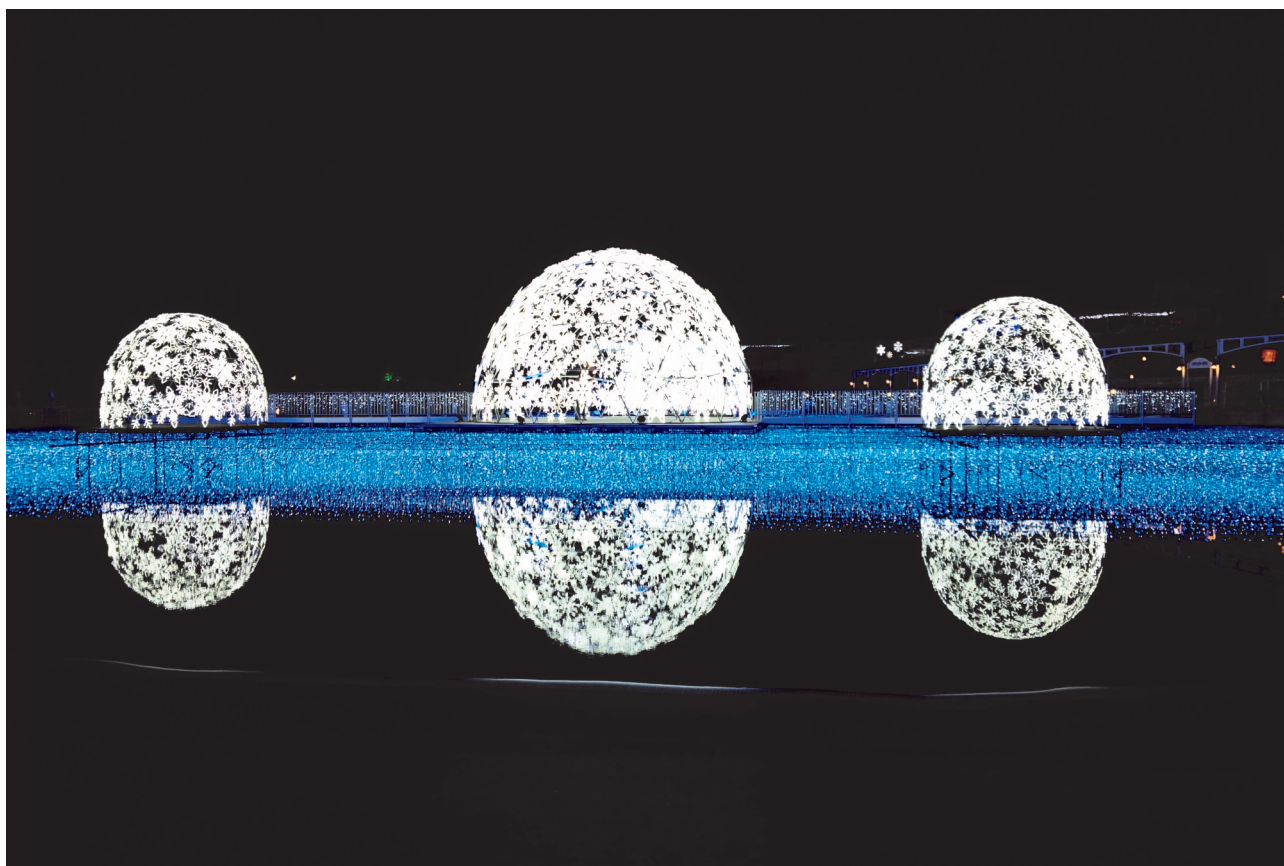
葵総合経営センターだより

特集

- ・顧問先紹介
～ 株式会社 中部宮城 様 ～
- ・スキャナ保存制度の改正

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012
名古屋市中区千代田三丁目14番22号
TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816
E-Mail aoi@aoi-cms.com
URL http://www.aoi-cms.com/



「クリスタルな祈り」 医療法人 清水会 佐藤 明美 様 撮影

目次

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 2 熱闘の夏 | 8 人工知能は人間を超えるか？ |
| 3 スキャナ保存制度の改正 | 9 遺言の落とし穴 |
| 4 顧問先紹介
株式会社 中部宮城 様 | 10 (随想) 「全員投票」への対処を！ |
| 6 算定基礎届に伴う社会保険調査 | 11 康友会ゴルフ・税務労務 |
| 7 ストーリーテリングと対話 | 12 ご案内 |

No.559

熱闘の夏

センター代表 杉浦 康晴

厳しい暑さの中、リオ五輪、夏の甲子園などスポーツ観戦で大変盛り上がった夏だったように思います。夏の甲子園では、8月14日に行われた二回戦の愛知・東邦―青森・八戸学院光星の試合は、鳥肌が立つような大逆転サヨナラ勝ちで、最後まで諦めずチャンスを実にもものにする強い精神をしっかりと見せてもらったような気がします。

ただ、相手チームの選手の涙を見て、何とも言えない気持ちになられた方も多いのではないのでしょうか。本当に良い試合を見せてもらいました。両校の選手には、惜しめない拍手を送りたいものです。

また、リオ五輪では連日日本勢がメダルを獲得しており、TVに釘付けで寝不足となった方もいらっしゃるかもしれません。4年に一度のビッグイベントですから、メダル獲得の瞬間を目にしたい、世界最高レベルの競技を見たい気持ちはよくわかります。日本のメダル数は2012年ロンドン五輪の38個を超え、過去最高の41個となりました。数々のドラマがあり、オリンピックを通じて我々は感動したり、学びを得ることが多いものです。この夏は、大変素晴らしいスポーツ選手の活躍から力をもらいました。4年後の東京五輪がますます楽しみになってきました。

それと同時に経営者にとっては経済波及効果によるアベノミクス効果底上げも期待したいものです。アベノミクスを掲げて3年が経過し、「経済の好循環」の実現を目指してい

るところですが、中小企業にとって景気の回復傾向はどれほどのもののでしょうか。また一方で、深刻な人手不足問題と人件費問題に頭を悩ませる経営者は少なくないでしょう。(株)エフアンドエム中小企業総合研究所による賃金の昇給予定の調査から見てみますと、中小企業の58%の企業が2016年度に昇給予定があるとしているものの昨年度の昇給予定企業の割合よりも下がる厳しい結果となっています。業種別でみると、不動産業、飲食業、建設業が5,000円を上回る結果となった一方、小売業は3,000円台という結果になっています。インバウンド消費は期待できるものの国内消費の冷え込みは続くと考え、昇給という経営判断ができなかったと考えられます。また、パートタイム等の昇給を行う予定の企業は17%と、正社員の昇給予定企業の3分の1にも満たない結果となっています。長期的な売上の見通しを立てにくい中小企業において、昇給という経営判断は慎重にならざるを得ない状況が依然として続いています。内閣府が発表する2016年3月の月例経済報告では、「景気は、このところ弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている」とされましたが、まだまだ中小企業まで波及していないのが現状です。

スキャナ保存制度の改正

葵総合税理士法人 税務会計部 都築 将史

スキャナ保存制度は、紙での保存が求められている国税関係書類（契約書、領収書、請求書等）について、一定の要件を満たした場合に、紙での保存に代えて、スキャナで読み取って電子データとして保存することが認められる制度です。その要件が厳しく制度導入が進んでいないことから、平成27年度の税制改正では、スキャナ保存の対象外であった「契約書・領収書のうち金額が3万円以上のもの」を保存の対象とするなど、様々な要件の緩和見直しが行われてきましたが、平成28年度の改正においても、さらに要件の見直しが行われました。

1. 使用可能なスキャナ機器の拡充

国税関係書類の電子化にあたり使用できるものは、原稿台と一体となっている固定型スキャナのみ限定されてきましたが、デジタルカメラやスマートフォン等も使用することが可能となりました。これにより、スマートフォンで領収書の写真を撮る等の方法により電子化を行い、そのデータを社内PCやクラウドシステムに転送して経費を精算するといったことが可能になります。また、デジタルカメラやスマートフォンが私物か否かについて法令上の制約は無く、私物のものであっても使用可能のようです。

2. タイムスタンプを付す時期

国税関係書類の受領後、受領した本人が書類に署名した上で、特に速やかに（3日以内）にタイムスタンプを付すこととされました。（※タイムスタンプ・・・刻印されている時刻以前にその電子文書が存在していたことと、その時刻以降、データの改竄が行われていないことを証明するもの）

3. 適正事務処理要件の一部緩和

（1）相互けん制要件の緩和・・・国税関係書類の受領者以外の者が記録事項の確認（必要に応じて原本の提出を求めることを含む。）を行うことでよいこととなりました。

（2）定期検査要件の緩和・・・国税関係書類の原本保存を定期検査が完了するまで本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて行うこととされました。

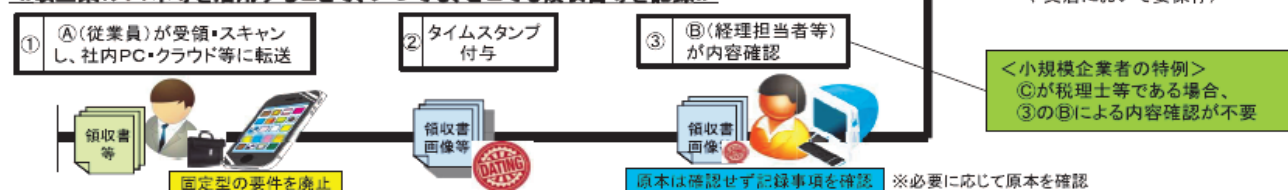
（3）小規模事業者の特例・・・小規模事業者（中小企業基本法に定める小規模事業者）の場合、税理士等の税務代理人が国税関係書類を定期検査することにより、相互けん制要件が不要となりました。

スキャナ保存制度の適用を受けるには、電子データによる書類の保存をしようとする日の3ヶ月前の日までにスキャナ保存の承認申請書を所轄税務署長に提出する必要があります。また、今回の改正内容は平成28年9月30日以降に行う承認申請から適用されます。詳しくは税理士法人各担当者までお問い合わせください。

＜現行の手続：固定型のスキャナであるため、社内において領収書等を記録＞



＜改正案：スマホ等を活用することで、いつでも、どこでも領収書等を記録＞



(参考：経済産業省HP・週刊税務通信)

顧問先紹介

株式会社 中部宮城 様

今月号は、創立30周年を迎えられた株式会社中部宮城様をご紹介します。

代表取締役でいらっしゃる高村壽彦社長にお話を伺いました。



<代表取締役社長 高村壽彦 様>

～御社はどのような事業をされていますか～

主にプレス金型及び周辺機器の設計・製作・販売で、言わばメーカー&商社です。

汎用品（ブランド名：パンチセット）は関東のグループ工場生産し、オーダー品は主に愛知県内の協力工場生産しております。また、プレス部品やその他のパーツ販売も製

品が多岐に亘るため、仕入は日本全国に及ぶ状況です。

取引先についても小さな会社から大手まで幅広くお付き合いさせて頂いております。

～製品について教えてください～

金型ですが、例えばハウスメーカーや自動車製品関連の製造工場ラインの中で使用します。金型はほとんど表に出てこないものですが、必要不可欠でとても重要なものです。

～経営者として意識されていることは～

30年を迎えますが、ずっと同じことをやっているわけではありません。

自ら意識して変化する部分や、お客様に気付かせて頂き変わっていく部分もあります。

ただ、先読みをしようとしてしまうと大概ずっこけてしまうので、現状を見据えながら、先のことはほんの少し意識するぐらいにしています。先のことを考えるのは良いですが、あまり力を入れすぎると現状が疎かになってしまうからです。

また、今では色々な事業を手掛けておりますが、何をやるにしてもブランドというのは大きいと思っておりますので、長年やってきた金型「パンチセット」という商品を株式会社中部宮城のブランドとして掲げ、看板商品としております。

肝に銘じているのは「良い物を適切な価格で」提供する、これが我が社の重要な使命だと思っております。

～振り返って印象に残っていることは～

色々ありましたが、リーマンショックの時ですね。取引先が軒並みひどい目にあい、どうなることかと思いました。

あれから地道に利益が出るような形へ持っていく、一旦スタート地点からやり直し、また少しずつ戻ってきたように思います。様々な事業計画が全てだめになり、取引先も何軒か淘汰されましたが、今にしてみると考え方を变える良いきっかけにもなりました。

苦しいことは沢山ありましたが、過ぎ去った今となれば、あまり大したことに思えなくなっています。

～今後の展望や目標など教えてください～

現在は国内事業だけでやっておりますが、今後グローバルにどう対応していくか考えております。タイミングや流れを見て、いずれは国内だけではなく、グローバルに対応していきたいと考えております。そのタイミングを間違えないように、見極めと決断が大切だと思います。

今後は金型関係に加え、板金機械（NC T・レーザー）及び関連するCADソフト等の販売を広げて行こうと思っております。実績は少ないですが、昨年から少しずつ販売を伸ばしており、これもお客様の流れを見てここ数年少しずつPRしてきた結果です。

今年は30周年で会社も移転しましたし、少しゆっくりとして、その後は人員を増やして

事業を更に拡大していきたいですね。

活字にできない部分も含め、沢山お話しして下さりありがとうございました。今後の更なるご発展を心よりお祈り申し上げます。

（文責 石川 雅恵）



会社概要

商号》 株式会社 中部宮城
 本社》 名古屋市守山区川宮町183番地1
 創立》 1986年10月1日
 営業種目》
 パンチセット(汎用金型),板金,
 鍛圧機械の設計,プレス周辺機器,
 製作,販売,付帯する一切の業務
 代表取締役》
 高村 壽彦
 TEL》 052 - 725 - 8825 (代表)
 FAX》 052 - 725 - 8256

算定基礎届に伴う社会保険調査

葵労務管理事務所 鶴田 僚

健康保険及び厚生年金保険の報酬月額の時決定に必要となる算定基礎届の提出が7月上旬に行われました。近年、この算定基礎届の提出に伴う年金事務所の社会保険調査が活発に行われており、調査の対象となった事業主様も多くいらっしゃる事と思います。

社会保険の調査というと、何らかの違反があったかと緊張される事業主様もいらっしゃるかもしれませんが、この調査の主な目的は以下の3点となります。

- ①加入すべき人の加入漏れはないか。また、加入日は適正か。
- ②毎年7月に提出する算定基礎届記載の報酬月額は適正か。社会保険料控除は適正か。
- ③賞与支払届の届出手続きは適正か。社会保険料控除は適正か。

その他、昇給による月額変更届の提出など必要な手続きがなされているかをチェックするための調査となります。総じて、社会保険手続きが適正に行われているかを確認するためのものであり、違反の事実が確認されたから行うといった趣旨のものではありません。

調査内容につきましては、管轄の年金事務所及び調査担当官によってどういった調査を行うか、どのような書類が必要になるかは異なるようです。用意してきた書類の内容を一通り目で確認することで調査終了とする調査官もいれば、全ての書類を検算し、時間をかけて確認をする調査官もいるという話も聞きます。いずれにせよ、適正に処理が行われて

おり、持参書類が揃っていればスムーズに調査が進みます。多くの年金事務所で共通する調査対象となる書類は以下の通りです。

- ①算定基礎届、算定基礎届総括表、算定基礎届総括表附表
- ②出勤簿、タイムカード
- ③賃金台帳
- ④源泉所得税領収証書

以上の書類につきましては、どの年金事務所でも持参するようにとの指示があります。場合によっては、調査時から2年前までの書類を必要とする調査もあります。

この調査で違反が指摘された場合、いきなり罰則が適用されるということではなく、現在から、若しくは最長2年の過去に遡り適正な手続きを行うように指導されます。担当官の指摘事項を是正することにより、事業所に追加の保険料負担が生じる可能性もあります。

この調査が4年から5年を掛けて全ての事業所を対象として行われる方式に変更されてから5年ほど経過します。まだ調査の対象となっていない事業所様、調査の対象となってから数年が経過したという事業所様は、来年以降に対象となる可能性が高いものと思われる。いざ調査の通知が来た時に慌てずに対応できるよう、常日頃から適正な加入手続きと届出、そして保険料控除を行い、また出勤簿や賃金台帳といった法定帳簿を正確に作成し、提出できるように管理しておくことが必要となります。